

学校生活の規則（茅ヶ崎高等学校定時制）

1. 学習

- (1) 授業を大切にし、以下のことを心がける。
 - ◎決められた座席に着き、勝手に席を立たない。
 - ◎他の生徒や他のクラスの学習の妨げになるようなことはしない（授業中の私語、携帯電話の使用、授業中の他のクラスへの移動や友達に対する声かけなど。）
- (2) 試験は正しい態度で受け、以下の規則を守る。
 - ◎机の中を空にし、窓側から番号順に着席する。
 - ◎机の上には筆記用具のみを置く。
 - ◎以下の行為を禁止する。
 - ・カンニングなどの不正行為
 - ・私語および飲食
 - ・携帯電話、ゲーム機の操作および使用
 - ・ワンセグ TV、ウォークマンなどの視聴
 - ・試験時間内の筆記用具の貸し借り
 - ・試験時間内の退室
 - ・その他迷惑行為
- (3) 教室は清潔・整頓に留意し、学習用具は机の中に放置しない。

2. 登下校

- (1) 登校は、原則として午後5時以降とする。
- (2) 授業終了後は、学校に用事がない限りすみやかに下校する。
- (3) 補習や部活動などは、10時には完全下校できるように実施する。

3. 生活一般

- (1) 礼儀をわきまえ、丁寧な言葉づかいをする。
- (2) 他人に対し、迷惑な行為をしない。また、暴力行為やいじめは絶対にしない。
- (3) 未成年者は喫煙を絶対にしない。成年者であっても、学校での飲酒、喫煙は絶対にしない。
- (4) 必要以上の金銭・高価な物品・関係のない物品・危険物などは持参しない。
- (5) 金銭の貸借、物品の販売・斡旋をしない。
- (6) 所持品には氏名を明記し、各自で管理し、紛失・盗難・拾得の場合は申し出る。
- (7) 校舎内は、指定された上履きを使用する。
- (8) 部外者を、学校に連れてこない。

4. 施設等の利用

- (1) 学校内の施設・校具・備品は大切に使い、破損した場合は、必ず申し出る（故意に壊したり、汚したりした場合には、修理・再購入等に必要な実費を請求する）。
- (2) ロッカーを使用する場合には、施錠を心がける。
- (3) 防災・高圧電流・救助器具等に必要もなく手を触れてはならない。
- (4) 火気の使用を禁止する。
- (5) 落書きをしない。

5. 交通安全および車両通学

- (1) 運転免許取得を希望する場合、保護者と充分話し合う。
- (2) 通学で、自転車・自動二輪・原付・自動車を使用する場合は、学校に必ず届け出る。その際、担任に免許証を提示すること。届け出の無い者、交通規則を守らない者、下記の(3)・(4)の事項を守らない者は車両による通学を認めない。
なお自動車による通学は、駐車スペースの制限などの理由で認めないことがある。
- (3) 車両（原付・自動二輪・自動車）通学者は正門前で必ず一旦停止し、直ちに停止できる安全な速度で走行し、施錠の上整頓して所定の場所に置く。
- (4) 車両を運転する際には、下記の行為を行わない。
 - ◎道路交通法に違反するような行為（暴走行為、ヘルメットをかぶらない状態でのオートバイ走行、原付バイクの二人乗り、違法ならびに unnecessary な改造など）
 - ◎騒音を出す行為（音楽などの音漏れ、 unnecessary なクラクション、マフラーなどの改造による騒音、 unnecessary な空吹きなど）
 - ◎登録車両以外での登校
 - ◎車両の貸し借り（相手が免許を持っていても）
 - ◎その他 学校内で禁止されている行為

6. 校外生活

- (1) 校外においても本校生徒である自覚を持ち、社会のルールやマナーを守って行動する。
- (2) 身分証明書は常に携帯する。

7. 忌引

親族が死亡したときの忌引扱いは次の日数である。

- ◎父 母 7日
- ◎祖父母・兄弟姉妹 3日
- ◎伯・叔父母 1日